

監事の監査報告書

令和 7 年 6 月 18 日

公立大学法人奈良県立医科大学

理事長 細 井 裕 司 殿

公立大学法人奈良県立医科大学

監 事 山 田 陽 彦

監 事 篠 藤 敦 子

地方独立行政法人法第 13 条第 4 項の規定に基づき、公立大学法人奈良県立医科大学の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの第 18 期事業年度における業務の執行及び財務に関する状況を監査しました。

その結果について、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及び内容

役員会その他重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、また、理事長等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者から業務処理の状況を聴取するとともに、書面、証拠書類の査閲等によりこれを確かめました。また、財務に関する状況に関しては、会計監査人から監査の方法の概要及び結果について報告並びに説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、法人の財政状態、運営状況、純資産変動の状況及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 法人の業務は法令等に従って適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認めます。
- (7) 法人の業務の適正を確保するための体制について、適正に整備及び運用されていると認めます。
- (8) 理事長、副理事長及び理事の職務の遂行に関しては、不正の行為又は法令及び定款等に違反する重大な事実は認められません。

以上